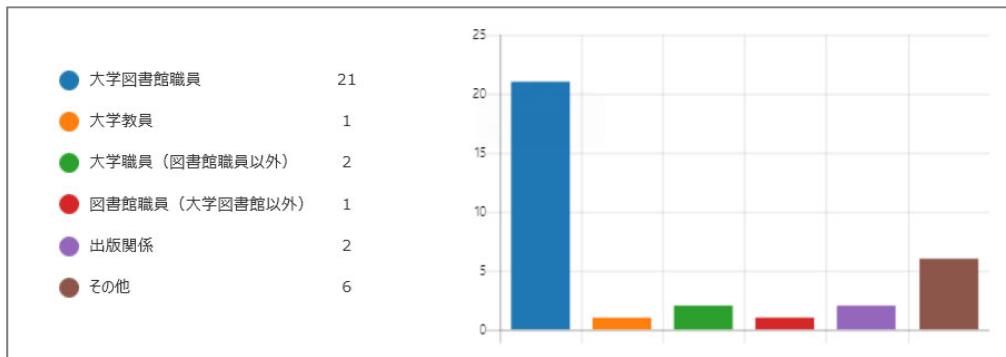


2019年11月12日(火) 15:30-17:00 図書館総合展フォーラム 第3会場(パシフィコ横浜)
「大学の授業のICT化と図書館の役割」
アンケート集計

1. フォーラム参加者 177名

2. アンケート集計

2-1. アンケート回答者 33名



2-2. フォーラムの満足度



2-3. アンケート自由記述

1. 本日のフォーラムで、よくわかったこと、新しい発見などがあればお書きください。

- ・ 改正により許諾不要の実例を知れた
- ・ 著作権法の改正について、内容を知っていくだけでなく、どのような背景のもと教育への反映を考え行くべきかを、改めて考える機会になりました。
- ・ 著作権法第35条改正の具体的な内容についてよくわかりました。
- ・ 明確になっていない法
- ・ 契約は著作権法を無効化する。
- ・ とても分かりやすかったです
- ・ 大学図書館におけるコピーでも、著作権法第35条に考慮した受付を検討する必要があること。Ebookの契約が、著作権法第35条を阻害しないよう、契約条件を検討しなくてはならないこと。
- ・ 2018年の著作権法改正の概要について、特に「教育の情報化」に係る35条改正に関しては、改めて自分の中で整理し直すことができました。
- ・ 他の講習会等も受けているが、今回のフォーラムを受け、35条改正の内容の理解が進んだ。具体的な授業のイメージもあって良かった。さらに、自分がいる図書館としての現実の課題(著作物の利用促進と学習環境の整備や電子書籍等の考え方、著作権教育等)の整理が少し進むのではないかと感じた。
- ・ 35条改正制度の開始時期、どう変わるか、今後図書館がどうすべきか、など。
- ・ 改正著作権法35条の内容と教育現場への影響について 日本の小中学校教育の現状について
- ・ 電子書籍の著作権処理が必要だとわかりました

- ・ライセンス契約>著作権法
- ・自分の勉強不足をしっかり確認できた。
- ・日本の教育機関の ICT 化への対応状況（海外との比較において）
- ・SARTRAS の補償金制度が 2020 年から動き出さないことに、確認が取れた。（竹内先生） 図書館内における複写について、著作権法第 31 条と第 35 条の区別する、具体的方法。（佐藤先生）
- ・35 条の改正により、学校などで作成された著作物の公衆送信の手続きが楽になることが分かった。
- ・著作権法 35 条の改正による具体的な例（許諾有無）が分かりやすかったです。電子書籍の所有権や著作権についてこれから電子書籍を導入するか否か検討に入る所でしたので、大変勉強になりました。
- ・あまり具体的なイメージを持つことができずにいた著作権法改正の意義、公衆送信が可能になることによって期待される授業の在り方等について、理解を深めることができました。
- ・著作権法 35 条の改正のポイント
- ・法改正後の内容が、図書館利用者（特に教員）にどの程度浸透するか不安になった。
- ・来年度から補償金の支払いが必要になると認識していたが、現時点で金額等の合意もなく、難しいことがよくわかった。館内コピー機やスキャナーを利用した著作権法第 35 条の範囲での複製が行えるようになれば、授業支援の幅はかなり広がると思われるので期待している。
- ・教育現場における ICT 活用の実情を知ることができ、勉強になった。
- ・「デジタル・シティズンシップ教育」という考え方がありということが新しい発見であった。
- ・著作権法 35 条の改正により、教育の質的向上につながる事がわかった。
- ・これまでの第 35 条の変遷と教育の ICT 化について。
- ・35 条の改訂による変更点や、佐藤先生が伝えられた「大学図書館が法改正を我がこととする「覚悟」の元課題が山積していることを実感しました。
- ・図書館内の複写に関して著作権 31 条以外にも適合するものがあったこと。セルフコピー式が多い図書館において 31 条と 35 条の運用をどのように並行して行えるかということ。大学組織内において著作権にかかる窓口になれる可能性。

2. 本日のフォーラムで、よくわからなかったこと、疑問に残ったことがあればお書きください。

- ・補償金の件
- ・今回新規の情報が出なかった事、また予定の日程での施行が難しいとの状況から、著作権団体との議論が順調でないような印象を受けた。良い形で施行できるか不安が残る
- ・まだ決まっていないことも多いのでしかたがないです
- ・保証金支払いの主体は各学校なのか？ その設立団体（国、都道府県、市区町村）か？
- ・35 条の改正に伴い、大学図書館としての対応についての標準的なところの整理が進むのでしょうか？
- ・補償金の額がいくらくらいになるのかが気になる
- ・法改正にともなうソフトロー（ガイドライン）については演者の方が触れられなかつたので少々になりました。
- ・何故 JASRAQ のようにならないのか？
- ・図書館の真の役割
- ・恐らくわかってる人にはわかる、わかってない人にはよくわからないプレゼンでした。（特に最初の 2 名）
- ・具体的な補償金の金額が知りたかった。
- ・各大学の負担金の算出方法と、著作権者への支払いについて、妥当に行えるのか
- ・第 31 条と第 35 条との兼ね合い
- ・著作権法 35 条に基づく複製への対応
- ・著作権者の許諾や補償金が必要な場合と不要な場合について、まだあまり自信がありません。
- ・今回は法改正による大学図書館が担うべき役割を研究者の先生方からお伝えいただきましたが、授業の ICT 化に大学図書館がどのように関わっていくべきかを先生方から連携など示唆いただけるかなど聴講で期待した部分も大きく少し残念です。

3. 大学の授業の I C T 化と図書館の役割についてあなたのお考えや、ご所属機関での特色ある取組みなどがございましたらお教えください。

- ・ 私自身は大学図書館として、積極性を持って本件に取り組みたいと考えていますが、部門、大学全体の方針として明確にとりくめてはいない状況です。
- ・ 書籍（アナログ）の重要性も考えて欲しい
- ・ 場所に限りがあるので eBook のお話を参考にしたい
- ・ 図書館は古い体制のまま来ているので、こういった問題に無関心な人が多いと思われる。実際に教員や他部署から問い合わせを受けて初めて対応を考えるパターンが多い。まずは、我がこと認識し、図書館も教育支援に積極的に携わっていくべきと考える。まずは、フォーラムで得たことを館員に発信したい。
- ・ ebook についてダウンロードできるページ数など条件がまちまちでも気にしなくても破らないようテクノロジーでそれ以上不可になるように実装しているので安心、というのもひとつあると思う。
- ・ 全くなにもない。文系学部なので、ほとんど「発展途上」というか「未開の原始文明」の環境に生きています。
- ・ 図書館に ICT 業務を過剰に押し付けるべきではない。近い将来も、紙の資料がなくなることはなく、図書館はそのための施設である。図書館が覚悟を決めるのではなく、大学が ICT 専門部署を立ち上げる覚悟を決めるべきである。
- ・ コンテンツの整理・保存・収集は大学図書館が行うべきであると思う。そのためには、役割を振られることを待っているのではなく、図書館が担うと自ら発信し各所と協力して体制を構築していく必要があると思う。
- ・ 所蔵資料を ICT 化した授業で利用できるように、法や各種規約を確認して整理していかなければならない。なお、本学では著作権に関する事項の周知は図書館の役割となっている。
- ・ 著作権法 35 条施行時には図書館が大学内における役割も変化すると思う。35 条施行後は教育での著作物の利用につき、より関与することになると思う。
- ・ これまで著作権といえば第31条ばかりで、第35条はあまり意識してこなかったことを反省しました。教員との連携も不可欠だと思いました。
- ・ 所蔵資料のデジタル化の際、IIIF で公開することで使いやすくなるようにいたしました。リポジトリなどからデジタル関係資料に携わる図書館員も多く先生方と連携して授業を作り上げていきたいと思っております。

4. 本日のフォーラムの内容についてや、今後取り上げてほしいテーマ、その他ご自由にご意見をお書きください。

- ・ 実際の運用や、制度のその後の進展について
- ・ 繼続して教育の ICT 化について取り上げていただきたい
- ・ 今年より、情報セキュリティ担当者が大学図書館に異動となり、来年度からは学内全体のパソコン管理や操作説明を大学図書館が担当することになりそうです。現在、図書館ガイダンスを新入生全員が受けているわけではないので、来年度はパソコン操作説明と図書館ガイダンスをセットにして学生一人一人と向き合いたいと考えています。
- ・ アナログとデジタルの教育における融合
- ・ 図書館内複写に関する運用方法の整備
- ・ 図書システムについて、最新のシステム等
- ・ 事務職員として長く大学にいるが、人事異動もあり、図書館としての経験は少ない。今後、そうした職員も増える可能性もある。私に限らず、多くの教職員が著作権の認識としては通り一遍の物しかなく、多くにおいて交通法規の各種の違反をしている様な状態だと感じる。専門の職員が少なくなる中で、教職員、学生等にどのように浸透させていくかも大きな課題だと感じる。
- ・ 今回のようなテーマの話を一度聞いたかったので、大変参考になった。ありがとうございました。
- ・ 3名それぞれ適当なテーマでとてもよかったです 発表の長さもとても適切！
- ・ 竹内先生のスライド 15p. 記載の「意見交換のための関係者フォーラム」は、公開されているのか。あるいは議事録などを閲覧することは可能なのか。SARTRAS との具体的な取り扱いを知りたい。
- ・ 著作権法 35 条に対する理解が不十分のため、職場でも積極的に勉強したいと思います。本件の今後の

動向についても、また取り上げていただければ幸いです。

- ・ 今回の著作権法改正に関して教員から問い合わせをいただくこともあるが、教員が希望する利用方法は著作権法第35条の範囲外（年度を跨いだ共有、受講者以外への公開、授業外講習会での利用など）であることが多く、施行後も許諾が必要になると回答するしかない。補償金の額はもちろんだが、ライセンスの範囲と費用についてもご検討いただきたい。
- ・ 35条施行に向けての動きがあれば、早めに集会などを開催していただき、知らせてほしい。
- ・ 3の方それぞれの立場からの講演で大変興味深く、時間があつという間でした。ありがとうございました。
- ・ 大学図書館がより研究へサポートできるよう最新の授業方針や技術を討論、聴講できる機会を期待します。

以上